

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案要綱

第一 内閣府関係（第一章関係）

一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（第一条関係）

- 1 指定都市の区域に所在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る事務・権限を、指定都市の長が行うものとする。

- 2 指定都市又は中核市の区域に所在する認定こども園の変更の届出に係る事務・権限を、指定都市の長又は中核市の長が行うものとする。

- 3 その他所要の改正を行うこと。

二 子ども・子育て支援法の一部改正（第二条関係）

- 1 指定都市の区域に所在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者は、指定都市の条例で定める要件を遵守しなければならないものとする。

- 2 その他所要の改正を行うこと。

三 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（第三条関係）

特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加すること。

第二 総務省関係（第二章関係）

一 地方自治法の一部改正（第四条関係）

1 給与その他の給付に関する処分等についての審査請求がされた場合の議会への諮問については、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除くものとし、当該審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならないものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

第三 厚生労働省関係（第三章関係）

一 児童福祉法の一部改正（第五条関係）

1 全ての事業所が一の中核市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する事項の届出に係る事務・権限を、中核市の長が行うものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正（第六条関係）

1 全ての事業所が一の中核市の区域に所在する指定事業者等及び指定一般相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する事項の届出に係る事務・権限を、中核市の長が行うものとする。

2 その他所要の改正を行うこと。

第四 農林水産省関係（第四章関係）

一 農業災害補償法の一部改正（第七条関係）

1 農業共済組合又は農業共済事業を行う市町村は、家畜共済の一の共済目的の種類につき、当該種類を共済目的の種類としないことについて政令で定める相当の事由があるときは、当該種類を共済目的の種類としないことができるものとする。

2 都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会がない場合には、当該都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置かないことができるものとする。

3 その他所要の改正を行うこと。

二 森林法の一部改正（第八条関係）

都道府県知事による地域森林計画に係る農林水産大臣への協議について、当該計画の内容のうち委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項に係る協議については届出とすること。

第五 国土交通省関係（第五章関係）

一 公営住宅法の一部改正（第九条関係）

1 この法律に規定する「公営住宅建替事業」に、現に存する公営住宅又は公営住宅及び共同施設を除却するとともに、これらの存していた土地に近接する土地に、新たに当該除却する公営住宅又は公営住宅及び共同施設に代わるべき公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する事業（複数の公営住宅の機能を集約するために行うものに限る。）を加えるものとする。

2 事業主体は、公営住宅の入居者が認知症である者、知的障害者その他の国土交通省令で定める者である場合において、当該入居者が収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、当該入居者からの収入の申告がなく、収入状況の報告の請求に応じない場合であっても、政令で定めるところにより、当該入居者の毎月の家賃を定めることができるも

のとする事。

3 事業主体は、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、低額所得者の居住の安定を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で、公営住宅の明渡しの請求に係る収入の基準を定めることができるものとする事。

4 その他所要の改正を行う事。

二 国土利用計画法の一部改正（第十条関係）

1 都道府県知事による土地利用基本計画に係る国土交通大臣への協議について、意見聴取とすること。

2 その他所要の改正を行う事。

第六 その他（附則関係）

一 この法律は次に掲げる事項を除き、平成三十年四月一日から施行するものとする事。

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等 公布の日から施行

2 森林法の一部改正等 公布の日から起算して三月を経過した日から施行

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正等 平成三十一年四月一

日から施行

二 所要の経過措置を規定すること。

三 所要の規定の整備を行うこと。